



# 審 議 経 過

(司 会) 市民環境室長 福西 義昭

(あいさつ) 市民生活部長 多田 仁三

☆ 委員紹介・事務局紹介

☆ 指定管理者（オブザーバーとして）の出席を承認

【会 長】 それでは、次第に従いまして、本日の議事を進めてまいりたいと思います。議題1の平成21年度男女共同参画プラン後期実施計画の取り組みについて事務局からご説明願います。

【事務局】 それでは、議題1男女共同参画プラン後期実施計画の取り組みにつきまして、①男女共同参画プラン後期実施計画庁内推進体制についてご説明申し上げます。議題は、平成21年度の庁内推進体制となっておりますが、基本的には22年度も同様に進めてまいりたいと考えておりますので、平成22年度の推進体制として説明させていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。資料1の平成22年度男女共同参画プラン後期実施計画庁内推進体制でございます。庁内では、男女共同参画プラン後期実施計画におきます庁内推進体制を設けておりまして、平成15年度に男女共同参画プランがスタートしてから、庁内推進体制として、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的に、男女共同参画プランの効果的な推進を図ってまいりました。平成20年度からスタートした男女共同参画プラン後期実施計画におきましても、引き続き、市長を本部長といたしまして、特別職、部長級職員等で構成する男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的に後期実施計画の効果的な推進を図っていきたくて考えております。また、その下部組織といたしまして、市民生活部長を幹事長に、関連所管及び各部庶務担当の課長級職員等で構成される男女共同参画推進本部幹事会を設置しているところでございます。この男女共同参画推進本部におきましては、男女共同参画推進本部会議を開催し、緊急かつ重要な施策の目標及び方針を明確にするとともに、下部組織である幹事会の推進体制及び構成メンバーを決定し、重要施策の推進状況の確認及び問題点や課題の提唱を行い、その他男女共同参画職員研修会の実施やその他重要事項についても検討を行い、男女共同参画審議会からの助言を受けて方針決定を行っていきたくて考えております。また、男女共同参画推進本部幹事会では、男女共同参画推進本部の方針決定を受けまして、重要施策に関連する所管の幹事等で構成される重点施策推進部会を設置するなど、庁内における男女共同参画施策の推進を図ってまいります。資料2、資料3には、男女共同参画推進本部員21名及び同幹事会幹事31名の名簿を掲載しております。後ほどご参照いただければと思います。

この重点施策推進部会につきましては、資料4の方をご覧くださいませでしょうか。市政に関する意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進また、男女共同参画を支援する保育と介護システムの充実、あるいは、女性に対するあらゆる暴力の根絶という3つの施策につきまして、今年度におきましても、昨年度に引き続き部会を設置し、取り組みを進めてまいりたいと考えている

ところでございます。まず、市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進についてでございますが、審議会における女性委員の登用状況でございます。資料10をご覧ください。資料10では、審議会における女性の参画状況の推移、7月1日現在でございますが、審議会における女性委員登用率の推移を年次的に表しております。平成21年7月現在、24.0%と早期達成目標である30%をまだ下回っている状況でございます。そこで、今年度も、審議会女性委員登用促進部会を設置し、さらなる取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

資料4におもどりください。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会を設置いたしましたして、特に今年度は、施策No.46「子育て中の男女がさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努める。」を重点的に、市が実施するさまざまな行事に、一時保育を設けられるよう、庁内への周知徹底や保育者の確保などを重点的に進めてまいりたいと考えております。最後に、女性に対するあらゆる暴力の根絶では、従来から広報を活用した啓発活動や、関連機関の職員、担当員の研修会などさまざまな取り組みを進めてまいりました。平成19年7月にDV防止法が改正になり、市町村の役割がより明確化される中で、庁内の関係所管の連携は一層重要なものとなっており、引き続き、女性に対する暴力対策部会において、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上で、男女共同参画プラン後期実施計画の推進体制の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議題1の②、平成21年度の男女共同参画推進事業についてご説明申し上げます。資料5をご覧くださいませでしょうか。1項目目の男女共同参画推進体制でございますが、男女共同参画審議会を1回開催いたしました。また、男女共同参画推進本部会議及び幹事会については、審議会終了後に開催しております。次に、2項目目男女共同参画プランの推進ですが、まず、重点施策推進部会の運営では、審議会登用促進部会におきまして目標達成に向けて「審議会等への女性の参画促進について」を作成し、任期満了により委員改選を迎える審議会の事務局に対し女性委員の登用について依頼を行い、市政に関わる意思決定、方針決定における女性の参画促進について再認識の強化を行いました。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会においては、階層別の研修会の実施や「広報かわにし男女共同参画特集」において、特集記事を掲載するなど庁内外において幅広い啓発活動を行いました。女性に対する暴力対策部会では、資料7をご覧くださいませでしょうか。広報かわにし11月号において児童虐待と連携して、女性に対する暴力防止に関する啓発記事を掲載したほか、広報かわにし10月号の男女共同参画特集で特集記事の掲載を行いました。また、福祉事務所や児童虐待担当所管課などと連携して研修会の効果的な実施を図り、民生委員や主任児童委員など多くの関連機関の方々にご参加いただくことができました。平成20年度の男女共同参画プランの進捗状況調査報告書は、昨年の審議会において多数のご意見をいただきました。その詳細につきましては、市のホームページに掲載しておりますので、よろしくお願いたします。川西市DV被害者等救済給付金給付事業の実施については、資料6をご覧くださいませでしょうか。配偶者からの暴力の被害から逃れるために住民登録等を異動せずに避難している人で、定額給付金等が受け取れない人を救済するために実施いたしました。お問い合わせは数件ございましたが、最終的に申請件数は1件。給付対象は大人1人、子ども1人。給付金額は32,000円でした。平成21年度の男女共同参画プラン後期実施計画の各施策の進捗状況につきましては、男女共同参画プラン後期実施計画進捗状況調査報告書〔平成21年度〕をご覧くださいませと思えます。以上で、21年度の男女共同参画推進事業について、ご報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、議題1の③平成21年度男女共同参画センター事業についてご説明申し上げます。

す。資料8をご覧くださいませでしょうか。男女共同参画センターでは、講座や講演会の開催、情報の収集や提供、ジェンダー問題相談事業などを行っております。平成21年度の①学習啓発事業の(1)、講座講演会では、昨年6月12日から14日にかけて、7周年フェスタを行いました。最終日には、和歌山大学客員教授で、川西市生涯学習短期大学レフネック学長、雑誌上方芸能発行人でもいらっしゃいます木津川計先生と、川西市のまちづくりに深く関わっていただいております帝塚山大学大学院教授の中山幾郎先生をお招きいたしまして、「自分らしく生きるため」の対談を行っていただきました。65名の参加があり、どういったことが自分らしく、また、男女共同参画になるのかということをお示しいただきながら、お話いただきました。また、心と身体の講座「フラメンコエクササイズ」で「私をプロデュース」として、日常の生活習慣を見直して、自分の身体を見つめなおし、自分の身体をプロデュースするというような新しい試みの講座も開催いたしました。大変な人気で、応募者のほとんどの方がすべてのコースにお越しになられまして、講座終了後も継続して活動したいということで、新たなグループを立ち上げられました。次に、再就職支援講座では、農林・労政課との共催事業として、4回の講座と3日のパソコン講習を実施しました。(2)男女共同参画推進員の設置に関しましては、平成19年7月1日から平成21年6月30日までの2年間で任期として、男女共同参画プランを市とともに推進していただくことを目的に、広く市民への情報発信や講座企画などを行っていただきました。昨年6月19日には、「あなたのアタリマエ わたしのアタリマエ アタリマエって」という観点から、曹洞宗梅林寺住職で、同志社女子大学非常勤講師の木下大朗先生をお招きいたしまして、「住職に聞いてみよう イタリアの“アタリマエ”って」という講座を企画していただきました。(3)広報啓発活動では、広報かわにし10月号で、特集を組みまして、7万部を発行し市内全戸配布をいたしました。(4)男女共同参画社会の実現をめざす活動への助成ですが、これは、男女共同参画社会の実現に向けて活動されているグループの調査・研究・啓発活動を実施し、支援していこうというもので、1グループ5万円を上限に、2グループ以内を選考し、助成を行っております。21年度では、「パパと一緒に科学工作」と「高齢者の自立を一緒に考えましょう」という提案をされた2グループに助成をさせていただき、先月開催されました8周年フェスタで、すばらしい事業報告をしていただきました。(5)活動交流支援では、センターでは、21年度末現在で登録グループとしまして、市民活動センター登録グループと男女共同参画センター登録グループをあわせて、97グループが活動されていまして、フェスタや利用登録グループ交流会の際に、グループ間の交流を図っておられます。(6)情報収集及び提供でございますが、当センターの図書コーナーの蔵書数は、平成20年度末から247冊を増しまして、21年度末現在で2,534冊となっております。貸出数につきましては、対前年度89%の増となっております。1,795冊の貸出数となっております。(7)女性のためのチャレンジ支援は、「女性が就職したい」「起業したい」「とにかく何かしたい」と社会に貢献したい女性を支援するもので、川西市女性チャレンジひろばというものを設置いたしまして、図書や支援情報などの資料を配備しております。また、農林・労政課と協力いたしまして、キャリア・カウンセリングや労働相談などを当センターで行っております。

②ジェンダー問題相談事業では、女性の抱えるさまざまな悩みを受けとめ、解決に向けての支援を行うため、毎週火、水、木曜日に専門相談員による面接や電話による相談を実施しております。平成21年度の相談件数は384件で、平成20年度の343件に比べまして、41件12%の増となっております。相談内容の項目を見ますと、相談の多い順に「夫婦関係115件」「家族関係104件」「性・からだ・こころ74件」「人間関係42件」となっております。

以上で平成21年度の男女共同参画センター事業の説明を終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。以上で平成21年度、22年度の分も有りましたが、男女共同参画プランの後期実施計画の取り組みについて、ご説明がありました。何かご質問なり、ご意見がございましたらお出しただければと思います。

【委 員】計画に基づきながら進めていただいているのですが、一箇所気になったところがございまして、市政において、女性がもっと登用されなければならないという観点でいろんな取り組みが行われている。その中で、教職のことが触れられていたところがあります。確かに、教職員の場合は、ここに出ていたと思いますが、「独立の教育機関であるから、市政への参画ではない」と「市政に直接関わるものではないから」ということで回答がありました。男女共同参画プラン後期実施計画進捗状況調査報告書（平成21年度）の13ページです。確かに、市政に関わる意思決定方針決定における女性のさらなる参画促進というのをある意味で狭く取ると、この注に書かれていますように「課題に設定されている市政に関わる意思決定、方針決定における女性のさらなる参画促進という点では、学校管理職は、学校教育法上独立組織の長であり、市政に関する意思決定に関与することはない。」とこれは間違っているわけではないのですが、ただ、カテゴリーは別として、教職員における校長、教頭、指導主事への女性の登用を積極的に図るとか、ということについての解答ということにはなりきっていないのではないかなという気がしたのです。このカテゴリーに関しては、確かに、こういうような答え方になるのだらうと思うのですけれども。その辺をどのように市として捉えていくのかということが1点と。次に、やはり、教育のところ、前から問題になっております、これも賛否両論がございすけれども、1ページの下のところ、男女混合名簿の問題が出ていますが、これは、学校は自発的に判断していただくというのが一番適当なんですけれども、ここで未実施は中学校2校とあります。これは前から変わっていないのだらうと思うのですが「未実施校については、保護者の要望の状況やその学校の地域性を考慮しながら、導入の働きかけをしていく」とあるのですが。今までどういう論議が校内や保護者との間でなされているのかというのが、いつも、これが出てくるものですから、これがよくわからないという点がある。この辺もし把握されていることがあればということです。さしあたりその2点目。あと、審議会の登用率がいつになっても上がらないというのはどうしたものかなというあたりが、気になっている点です。以上です。

【会 長】はい、それでは、事務局からご回答よろしく願いいたします。

【事務局】まず1点目の教職員における女性の管理職の登用についてでございますが、現在、小学校、中学校における女性の校長先生は、いらっしゃいません。以前はいらっしゃったのですけれども。管理職における女性の登用につきましては、教育委員会も苦慮してあるところでございまして、ご本人の意思も重要であることから、なかなか進まないのが現状であります。しかし、小学校におきまして、昨年からは女性の教頭先生が1人増えました。少しずつではございますが、認識をもつ女性教職員も増えつつありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、学校現場における混合名簿の件ですが、確かに、中学校におきまして、二校がまだ、未実施のままになっております。この混合名簿に関しましては、保護者の方々にもいろんな考え方がございまして、また、男女共同参画を進める地域の方々も校長先生に混合名簿の導入についてお話をしに行かれたり、教育委員会としましてもいろいろ努力はしておりますが、なかなか進まないのが

現状であります。

最後の審議会女性委員の登用率でございますが、こちらは、平成22年度の男女共同参画推進事業におきましてご説明させていただきつもりでしたが、ご質問をいただきましたので、資料10をご覧くださいませでしょうか。こちらは、審議会における女性委員参画状況の推移でございます。毎年7月1日時点で調査した女性委員の登用率ですが24.0%で、30%の早期達成目標には至っておりません。本年4月1日に再度調査を実施し、女性委員の登用率を調査いたしましたが23.1%と下降しております。しかし、本年度に入りまして、今まで女性委員が全くいらっしゃらなかった、防災会議や国民保護協議会において、女性委員をそれぞれ2名登用いただくなど、それぞれの事務局の方は認識しておりまして一步一步ではございますが取り組んでいただいておりますので、少しずつではございますけれども粘り強く進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

【委員】資料4のところで、教えていただきたいことがございます。育児や介護休業の普及啓発などに率先して取り組んでいこうという状況が見受けられるのですけれども、実際、この実施状況が年々、統計が取られていると思うのですけれども、取りながら引き上げていく努力目標はあるのですか。現状では、なかなか取りにくいという側面は横たわっていると思うのですが、その辺の改善と平行した形が望まれるのではないかなと思っているのですが。その辺の取り組みの現状なり、今後の方向性についてどのように考えておられるのか伺いたいのです。

【会長】今のご質問、ワーク・ライフ・バランスのところですよ。

【事務局】育児休業につきましては、昨年度、女性のみで26名が取得しております。残念ながら、男性につきましては、今のところ取られた方はございません。ただ、介護休業に関しましては、昨年度は0人なのですけれども、それ以前につきましては、男性が2名取得されておりますので、少しずつではございますが進んでおります。

【委員】必要としている人がどれぐらいいて、それで消化率がどういう状況なのかというところは把握しにくい部分もあると思いますが、その辺のところを重要と思っております。人数の上限というものは、その時々によっていろいろあるもので、必要に応じてどうなっているのかを検証されるのが大事という思いから、そういった面も一つ気をつけて進めていただけたらなという思いだけです。

【会長】他にございませんでしょうか。

【委員】審議会の女性の参画状況というのは、資料10に出ておりますけれども。率的にはなかなか上がらないという状況ですけれども、この要因はどこにあるのですかね。今までおっしゃったかと思うのですけれども、だいたい参加できないところが固定化されているような状況も見受けられているように思うのですけれども、特に要因があるということですかね。そうでもないのですか。解消するためには、何が必要ですか。

【事務局】昨年度も、この点をご議論いただいたところでございますが、委員がご指摘いただきま

したが、特に、防災会議、国民保護協議会が設置された段階で、男性ばかり、自衛隊や消防、土木事務所など、実質的に、男性の方しかいらっしやらなかったわけです。そこで、今回、担当課ともお話をさせていただき、ボランティアの支援などを行っている福祉団体から女性委員を出していただくようお願いしていただいたりして、今回、女性委員を2名入れることができました。委員の総数が30人いらっしやいますので、2名程度では、なかなか率には表われてこないのですけれども、努力していただいております。こういったかたちで他の所管につきましても、女性委員の登用の少ない審議会等につきましても、積極的に理解を深めていただいて、委員の改選時には、できるだけ女性を登用していただくように働きかけをさせていただきたい。こういった地道な活動を続けさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員】あんまり、言いたくないのですが、理解をしていただいてというふうにおっしゃると、受ける側が理解をしていないように感じてしまうので。変な言い方になり申し訳ないのですけれども。女性がそういった職業についている方がいないから、参加しにくい。ということが基本ですか。それで、いないけれども他の部所から参加できるように話を進めようではないかということですか。今の話は。

【事務局】そういった団体から推薦していただく場合につきましては、団体の代表の方にこだわらず、副会長あるいは、そのの理事の方であっても、そのの団体の意思を代表していただける女性の方がいらっしやれば、そういった方をお願いしたいということです。そういうことを各審議会担当の事務局の職員に理解していただくように働きかけをさせていただいております。併せまして、この防災会議及び国民保護協議会に関しましては、隣接市でどのような工夫をされているのか、その辺を調査し、例えば、看護師の女性の方に委員として出いただくとか、推薦団体の中で工夫されているというようなことも伺いまして、本市の担当課の方にも伝えさせていただいて、今回、改選時にあたりましては、2名の女性の登用をしていただくことができました。固定的に、その方しかいらっしやらない場合はやむを得ないかも知れませんが、団体でご推薦をいただく場合につきましては、そのの役員の中で、できるだけ女性を登用していただくようお願いをしているというところでございます。

【委員】そこについてもう一つ、逆に言いますと公募制度での取り組みですね。もっと広い意味で言いますと、公募で募集する際の取り組みと申しますと、具体的にどのようにされているのかなと。団体の推薦ではなく、公募の場合の改善点とか、その場合の対応をお教えいただきたいと。

【事務局】この6月に川西市でも参画と協働のまちづくり推進条例の可決をいただきまして、その中で、附属機関の委員の登用につきましても、新たな規定を設けております。そこでは、委員の男女の構成の適正化をあげておりますが、公募委員につきましても規定を設けさせていただいております。公募等ということで、公募させていただきますと、条例ができるまでは、なりたい方意識の高い方があれもこれもということで公募すればどの審議会でも応募されてくるということがございました。各市、そのような状況の中で調査させていただきましたところ、純然たる公募だけではなくて、裁判員制度のような抽選といったかたちでご案内をさせていただいて、ご希望いただける方になっていただくということも一つの公正な委員の登用のあり方ではないかということで、そういった点につきましても、条例の施行が10月1日からということになっておりますので、それま

での間に調査研究を進めさせていただきまして、より公正な委員の登用ができるように配慮させていただきたいと考えております。

【委員】一つ追加で、まさしく私も、同じようなご質問をさせていただこうと思っておりましたところで、公募ですが、ここに出ている審議会とか運営委員会とかは、ある種の学識といいますか専門的な委員もあるかと思いますが、女性がここの委員会に入って勉強するという一つの機会ですし、いつまでも固定化しているということは、川西市はそのままですから、やはり川西市らしさで今回、条例を10月に施行になるということで、非常に期待しております、公募で女性に意識を高めてもらうという、この審議会で学識経験者の方も、女性方に教育の場といいますか、それによって女性も勉強をし、女性のネットワークは男性よりももっと広いですから、いろんなところで、こういう審議会に入って勉強しているという、なんとなく女性方というのは、勉強会をつくったりとか、市民活動センターとかで、そういう取り組みを、審議会に参加された方が、勉強会を開かれたりして、そういう意味では、まずは1人でも入っていただくことの波及効果は絶大だと思うのです。そういう意味では、おこがましいですが、素人だからとかそういう線引きではなく、まず入っていただくことによって、意識を高めていただく。川西市はそれをやっているのだということ、これ女性委員がゼロの審議会がなくなるということは、非常に、インパクトがあると思うのです。参加条例とまさに10月に大きなスタートになると思いますので。いろいろ着々とそういったことをしていただける方は、非常に贅沢な悩みで、いっぱいになりすぎて、抽選になるぐらいの勢いで、是非していただきたいなど。公募による女性登用ということで。追加で発言させていただきました。

【会長】女性ゼロの委員会が、なくなりつつある一方で、24%から23.1%に低下していった。具体的にどういう委員会がそういうことになる原因になったのか、寄与してしまったのか。具体的に。または、全般的に減ったのですか。顕著なものはなかったのですか。

【事務局】申し訳ございません。本日資料を持ち合わせておりませんので、後日、お調べして回答させていただきます。

【会長】次にも時間の配分の関係で、次の話題にも重なっていくと思いますので、次の議事の第2番目、平成22年度男女共同参画推進事業について、事務局より説明願います。

【事務局】では、事務局の方から平成22年度男女共同参画推進事業についてご説明申しあげます。22年度の男女共同参画プラン後期実施計画の推進体制につきましては、先ほど、21年度の推進体制の説明におきましてご説明させていただいておりますので、今回は省略させていただきます。では、資料9をご覧くださいませでしょうか。まず、1項目目。22年度の男女共同参画施策推進体制についてでございますが、男女共同参画審議会の開催を今年度は2回予定しております。1回目は、本日、先ほど、既に委員の皆さまからご助言をいただきました21年度の男女共同参画プラン推進の評価と検証、並びに22年度男女共同参画プランの推進の方向性について、ご助言をいただきます。そして、2回目は、来年度からプランの改定作業を予定しておりますので、年度末頃に、現段階での検証とご助言をいただく予定です。次に、男女共同参画推進本部及び同幹事会では、審議会の意見報告並びに男女共同参画プラン後期実施計画の推進方針の決定を行い、重点施策



推進部会など、今年度の推進について協議いたします。

続きまして、2項目目の男女共同参画プランの推進であります。先ほど説明しました3つの重点施策につきまして、それぞれ部会を設置して、推進してまいります。まず、審議会女性委員登用促進部会では、目標値である女性委員の登用率30%の早期達成に向けて、昨年度に引き続き、審議会事務局への再認識の強化を行います。しかし、本年度に入りまして、今まで女性委員が全くいられなかった、防災会議や国民保護協議会において、女性委員をそれぞれ2名登用いただくなど、少しずつではございますが前進も見られることから、今後も粘り強く働きかけていくことが重要と考え、取り組みを進めて参る所存でございます。続きまして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会でございますが、今年度は、「施策No.46 子育て中の男女が、さまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努める。」を重点的に、市が主催するさまざまな行事に、保育サービスが対応できるよう、保育体制の充実を図るため、保育者の確保について男女共同参画センターの協力を得ながら検討を行っていきたいと考えております。また、ワーク・ライフ・バランスについて、認識を深めるため昨年度に引き続き、全職員を対象に研修会を実施する予定でございます。続きまして「女性に対する暴力対策部会」でございますが、本日お配りさせていただきました資料12をご覧くださいませでしょうか。従前から、男女共同参画センターは、一般的にDVの駆け込み寺的認識が持たれていることから、本年度から指定管理者制度を導入したことをきっかけに、DV等の緊急時の対応マニュアルを作成いたしました。次に、従来から男女共同参画センターにおいて実施しておりましたDV被害者支援ネットワーク会議の開催についてですが、今年度から、本部会と連携しながら開催していきたいと考えております。次に広報かわにし「男女共同参画特集」において、「女性に対する暴力をなくす運動期間」及び「児童虐待防止月間」にちなみ、女性に対する暴力防止に関する啓発記事の掲載を予定しております。また、県のアドバイザー派遣事業などを用いて、市職員、教職員、民生委員、主任児童委員、社会福祉協議会職員などを対象とした研修会の実施を予定しております。続きまして、既に先ほど本審議会21年度事業推進におきまして、ご審議いただきましたが、平成21年度の男女共同参画プランの進捗状況調査を平成22年6月に調査を実施し、報告書を作成しております。今回のご意見をもとに、所管課とともに方向性を再検討し、今年度の施策推進を図って行きたいと考えております。また、この報告書の公表につきましては、ここでは、11月頃となっておりますが、その状況に応じまして、年度末までに市のホームページにおいて公表する予定です。続きまして、広報かわにし11月号で「男女共同参画特集」を発行します。今年度は、指定管理者制度が導入された川西市市民活動センター・男女共同参画センターの紹介、DV、ワーク・ライフ・バランスなどを予定しております。続きまして、男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金事業についてでございます。この事業につきましては、性別にかかわらず、個性と能力を発揮しできる男女共同参画社会の実現に向け活動している市民グループ、団体が行う調査研究、啓発活動などの事業を支援するもので、5万円を上限に2団体以内に助成しました。パレットかわにし8周年フェスタ（6月18日）において、選考プレゼンテーションを実施しました。応募団体は2団体あり、本審議会会長の高島進子先生を選考委員長に選考委員会を設置し、助成対象団体を決定いたしました。選考委員会では、助成決定に当たり、助成団体の事業内容から、事業実施期間において2回程度、市及びセンターにおいて指導をするという条件付きで、助成決定いたしました。決定団体は、ご覧のとおりです。続きまして、DV防止期間（女性に対する暴力の防止期間）における被害者支援特別相談の開催につきましてですが、今年度から、男女共同参画センター事業から、男女共同参画推進事業に移管されました。今年度は、従来のカウンセリングだけでなく、被害者支援に向けた法律相談、家事相談などさまざまな相談の実施を検討しており

ます。

最後になりましたが、市民力育成委託事業では、講演会やパネルディスカッションなどの事業の企画や運営を行っていただける市民や団体を公募し、市民力の育成を図ることで、市民のエンパワーメントの一端を担うことを目的に実施します。予定といたしましては、10月号の広報で企画・運営していただける市民等を公募し、年度末に事業を実施する予定です。以上で、平成22年度の男女共同参画推進事業について説明を終わらせていただきます。

【会 長】ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらどなたからでも。

【委 員】今、ご説明の中で、お教えいただきたいのですが、DV防止期間（女性に対する暴力の防止期間）における被害者支援特別相談の開催のところで、法律相談はわかるのですが、家事相談とはどのような相談ですか。

【事務局】いま、実際実施しております「家事相談」といいますのは、家庭裁判所の調停委員をされていた方に相談員としてお越しいただいております。実際、DV等の被害に合われて、夫さんと離婚を考えられている場合、どういう手続きをとったらいいのか、離婚に向けてどのようにやっていけばよいかということを整理していただく相談です。法律相談に至るまでの経緯の相談です。

【委 員】細かいことを申しあげてもと思いますが、審議会等への女性の参画促進についてという依頼文書を出しておられますよね。この中身で、国の方の内容を引用されているのですが、ここでは、「指導的地位に立つ女性の割合を少なくとも2020年までに30%程度」という文言ですね。これは、確かにそうだろうと思うのですが、審議会ということで行けば、もっと前から%を出して30%という目標を出してきた経緯がありますよね。これだけを読みますと、国の方もまだ2020年まではいいのだというように読み取られてしまわないかなと気になったもので。他市におきましても、だいたい30%という目標をもっと前に立ててそして達成しているという市もたくさんある中で、その辺のところを、これは文章でなくても結構ですから、説明のときにでも、きちんとおっしゃっていただいた方がいいのではないかなと思いましたので、よろしくお願ひします。

【会 長】いろいろな団体などから、この審議会の委員に入っておられるわけですが、それぞれの属していらっしゃる団体の中でも、やはり男性の方が多いですね。そういったところで、具体的になぜこういう審議会で、女性が着実に増えないのかという問題について、こういう点が考えられるということはおっしゃいますか。やはり、問題が、先ほど、委員から出された、教育委員会というのは、管轄が違うけれども、なかなか、管理職、女性の校長先生や教頭先生は本当に少ないですね。高等学校に至っては、0%が多い。先生方の数は、特に小学校、中学校では、男性より女性の方が同じか同じ以上より多いにも関わらず、女性はリーダーのところに立てない。責任ある地位になかなか立てない。女性は、責任ある地位になかなか出て行けない。政策決定の場に出て行けない。たいていは、下働きのレベルで、横ばい状態で増えていっているのだけれどもというのが現実です。そういうところと、根っこはどこかでつながるのかなと思って考えていますけれども。しかし、市はいずれにしても男女共同参画の推進のモデルにならないとならないような場所であるので、積極的にもう少し、女性をそれこそ優先的に優遇する措置をとってやるぐらいのやり方をしないと、無理なのかなというところにきているのかなと気もしますが。市議会議員というのは、何パ

一セントぐらい女性ですか？川西市は。少ないですよ。

【事務局】30人中、6人が女性ですから、20%です。

【会長】20%ですか。20%でしたら、全国的に比べても、そんなに低くはないのですがね。もっと低いところもありますよね。いずれにしても、女性が政策決定の場に出られるようにということですよ。

【委員】当選率が高いということですかね。立候補はもともと少ないのではないのですかね。

【委員】そうですね。立候補の候補者数というのは少ないですよ。

【会長】母体が少ないということですかね。女性は、組織力と資金がないですよ。連帯は、よくつくれるけれども、やはり、組織的に動いている中で、選挙にはお金がかかるという問題があるでしょうし。審議会はそういうのとはまたちょっと違いますけれども。その辺もう少し力を入れていただきたいですね。これは、ずっと前会長、その前の会長からの課題ですから。

【事務局】おっしゃるとおりでございます。私、この役職につきまして、4年目になるのですが、1年目から審議会の委員の皆様方からご指摘いただいている件でございます。で、それぞれ、事務局の方も各所管に、依頼文章等通知を行い、努力はさせていただいているところではございますが、なかなか数字的に実績が上がらない。というのが現実でございます。私が思いますのは、先ほど公募の話も出ました。抜本的に公募委員は女性に限るとか、思い切った政策を取らない限り、今までのようなやり方では、なかなか数字的には上がらないのかなと。それとか、こちらから、無作為に選んで、こちらから指名するという委員の選出方法もあると思うのです。そのときに、女性を選んで行ってはどうかとも思っております。

【委員】アイデアはいっぱいお持ちですね。後は、実践ですね。

【事務局】そういうことで、なかなか数字的には努力はしているのですが、思うようには。

【会長】女性の参画の問題は重点施策の中でも、最重要課題として、考えていくということで。

【委員】一言。先ほど、おっしゃった件で、大学教員の募集を公募する場合に、大学によっては、業績が同じ場合であれば、女性を積極的に採用しますという文言を一言入れておられるところも結構ございます。特に国公立大学などは、積極的にそういうことを記入しておられるのです。ですから、審議会委員の公募の場合には、業績にあたるものは何かよくわかりませんが、何かそういうことが可能であれば、そういうことを入れておくということも1つの手かなと思います。

【委員】私も、2年目になるのですが、私もこの審議会に参加させていただいたのは、男女共同参画ということば自体もほとんど知らない状況で、ただ、地元の自治会の役員とかをさせていただいて、常識はあるかなと。10人専門の方があられたら、1人2人は、2割ぐらいは、全く

素人の方が入って、忌憚のないご意見をいただくのもいいのではないかなと。裁判所の裁判員制度が始まって。そこに選ばれた人は素人です。その素人の常識が今まで通用しない。それならば、だれでもできるとは、いつているのですけれども。先ほどから話しは出ておりますけれども、素人の方でもかまいませんとアピールされればいいのではないのでしょうか。素人ということばは良くないかもしれませんが。常識のある人であればできますよね。

【事務局】今、いただいたご意見にもありましたが、本審議会には選出区分として市民公募があり、2名の委員の方を公募で選ばせていただいております。結果的には、男女1名ずつということになっており、率的には50%となっております。その他に、学識経験の先生方、市議会議員、各種団体からのご推薦ということで構成されております。この審議会は、まさに男女共同参画審議会ですから、女性委員登用率からいったらNo.1です。他の審議会では、これだけの女性委員を入れることはできておりません。そういうことです。この審議会は、よいのですけれども、他の審議会はどうしても、低いので、全体に30%を割っているということで。今の委員が言われたように、専門的な知識があろうがなかろうが、そういう場に参画する機会を与える、機会均等をということで、どしどし積極的に登用していかないとこの現状は打破できないと思います。

【会長】ありがとうございます。では、3番目男女共同参画センター事業についてご説明いただきたいと思っております。具体的に、男女共同参画センターがどういう事業をしていらっしゃるって、その事業についてご説明いただいて、その後、また全体について皆様方のご意見をお聞きしたいと思います。それでは、本日は指定管理者の方からご報告をお願いいたします。平成22年度川西市男女共同参画センターにおける男女共同参画プラン後期実施計画の推進について、よろしく願います。

【オブザーバー】かつて、私自身、この男女共同参画審議会に公募委員として出席させていただいた経験がございますが、今日は、全く違う立場で、いささか戸惑いもございますがご容赦くださいませ。

まず、資料13を使いましてご説明申しあげます。平成22年度男女共同参画センター事業実施状況といたしまして、学習啓発事業と相談事業と2つに分けて、書かせていただいております。私どもは、指定管理者として、指定いただくにあたりまして、厳正な審査を経まして、こういう場に出席させていただいておりますが、川西市におきまして、8年間川西市市民活動センター・男女共同参画センターは公設公営で運営されてきましたので、できるだけ、われわれ民間団体に移りましても、不安のないセンター運営ということで、まずは、いままでのいろいろな事業を踏襲させていただきながら、少しずつ私たちが出しがいけるところがあればということで、資料に書かせていただいているのも、ほぼ前年度の事業に沿ってつくらせていただいております。まず、学習啓発事業の(1)講座講演会といたしましては、6月19日にパレットかわにし8周年フェスタ、これは、18日、19日、20日と3日間行われたのですけれども、われわれのセンター事業として、「トークセッション2010」座談会を実施させていただきました。男女共同参画社会基本法も制定されてから10年を過ぎて、第2ステージ、アクションの時代に入っているということで、具体的に何ができるのか。つながりネットワークでできること。みんなで作る。私どものセンター地域のみなさんの力を借りながらやって行きたいということで。参加された方もみんな一緒に考えようということでこのような場を設定いたしました。お越しいただいたのは、兵庫県男

女共同参画センター長であります横山佐和子さん。私どものNPO法人でかかわりを深く持たせてもらっている読売新聞大阪本社社会部記者の佐々木さかえさん。女性記者で若い方ですけども非常に頑張っている方です。あと、本来は市民生活部長にお越しいただきたかったのですが、お願いにあがりましたら、ちょうど同じ日の同じ時間にご公務ということで、企画財政部長にお越しいただきました。コーディネーターといたしましては、私どものセンタースーパーバイザーの小川真知子さんをお願いして、トークセッション実施後のアンケートの結果、満足度の高いご回答をいただいております。参加者は50人程度。予定通りの人数でした。7月1日、6日、8日と再就職支援講座全3回を行いました。題は、「らしさ発見再就職セミナー」としております。前年度より引き続き、農林・労政課との協働で私どももさせていただきました。センター事業の企画がセミナー1、3で、県立男女共同参画センターでご活躍中の上芝美恵先生にお越しいただき、具体的な第一印象とか、らしさをデザインするというようお願いいたしました。2回目の農林・労政課の企画セミナーには金谷千慧子先生が、パート労働に関する調査書をも含めてご講義いただきまして、講座を聞いた方が最終の3回目のセミナーをまたないで、「非常に触発された」すぐにでも正職員を目指してやっていきたいという方がかなりおられまして、毎回ほぼ20名お越しくいただきました。

(2) 広報啓発活動になります。先ほど申しあげました、6月18日から20日まで、これは幅広い意味で、男女共同参画センター・市民活動センターのPRになるかと思っております。「人づくり、まちづくり、パレットかわにし出会いひろば 新しい未来として」男女共同参画週間と掛け合わせて行いました。ホームページ及びブログも指定管理業務受託に伴いまして、新規に制作して更新もしております。ホームページの更新につきましては、専門家の手が必要ですから、センターの日々をお伝えしたいということでブログもつくりました。3番目といたしまして、活動交流支援として、4月からの男女共同参画センター・市民活動センターの利用登録グループ数、現在97グループで昨年度のご報告から若干増えております。内訳は、男女共同参画センター登録が46グループ。市民活動センター登録が51グループになっております。4月以降、子育て支援に関する分野として、保育ボランティアに対する活動運営のサポートをしております。そこから、自主自立的に「たんぼぼ」という元保育士の先生方も一緒に、NPO的な感覚で活動立ち上げができてきましたので、そちらの方の活動支援もしております。6月20日の8周年フェスタ、ここでは交流会を実施いたしました。利用登録グループに特化した形になってしまいましたが、60名ほどご参加いただきまして、新しい手法のワークショップ形式で行いました。(4) 情報収集提供ということで、先ほど申しあげました男女共同参画社会の実現をめざす拠点としての情報、図書、冊子、行政資料、統計、統計調査資料、あと、ビデオなどの収集は、現在、注文中ということで、前年度とほぼ同じ図書、蔵書数となっております。30冊ほど現在注文しております。ビデオにつきましては、前年度のままとなっております。図書貸出数は6月末現在で343冊です。ほぼ前年度と同じペースだなあと、思います。ビデオ貸出数についても12本、ほぼ同じペースです。今後また、展示の仕方の工夫等も考えていきたいと思っております。(5) 女性のためのチャレンジ支援、先ほどと同様ですが、21年度までも計上されている「就職したい、起業したい、とにかく何かしたい」など社会的にチャレンジしたい女性を支援するために、かわにし女性チャレンジひろばというものがおかれていますが、この私どもが受託いたしまして、フェスタが終わったところで、少し、レイアウトを変更いたしました。どなたでもコーナーに行ってくださいやすく、情報も入手しやすい形にしております。キャリア・カウンセリングに関しても、農林・労政課と協働させていただいております。2の相談事業になりますが、(1) 女性のための相談、女性の抱えるさまざまな悩みを受けとめ、解決に向けての支援を行う、これは、2つの種類がございまして、火・水・木曜日の12時から15時これ

は専門相談員2名による相談で、面接または電話による相談です。6月末現在93人の方が、相談を受けておられます。月・金曜日は、ボランティアなカウンセリンググループによる電話相談を行っております。これは予約不要でして、その時々にかけてこられた方ということで30人ということになっております。これは、本当に相当数ございまして、われわれも、この事業を扱ってから、需要の大きさに驚いていて、それだけニーズがあるということで、ここの拡充は必要だと思っております。(2)子育て支援について、これも前年度継承させていただいておりますけれども、保育つき情報ライブラリー、今年度全11回の予定で、すでに3回実施しております。これは、子育て中の保護者に対し、普段ずっと子どもさんと接している保護者の方に少しでも自分の時間をつくっていただき、再就職の勉強をすとか、何か精神のバランスを取るために時間を使っていただくというようなそういう事業でございまして。これも、なかなか人気がございます。次に、おはなしゆめじかん、これは読み聞かせのボランティアと一緒に、やっている事業で、全12回中3回が終わっています。あと、プレイルームの開放は、事業で使っていない時間帯に、開放しています。この近辺には、小さな子どもが遊べる公園がないことから、小さな子どもを連れた方がちょっとほっとしたい時にお越しになられます。プレイルーム時間でない時間は、開放ということで使っております。利用者は4月から6月末現在で271人ということで相当な数になっております。これが、現在の状況です。今後につきましては、資料14をご覧くださいませでしょうか。7月8日以降については、このようなかたちで、事業を考えています。

【会長】ありがとうございます。お聞きされたい点などございませんでしょうか。このさまざまな事業への男性の参加率というのは、どれぐらいでしょうか。女性は恵まれていますけれども、男性向きのものは何かないのでしょうか。最初の方で結構ですけれども。参加者数が書いておりますので。

【オブザーバー】仰せの通りです。ただ、子育て支援の部分で、保育つき情報ライブラリーとかプレイルームの開放の時間帯は、案外、男性の近頃流行のイクメンといいますか子育て中のお父さん方がいらっしゃることもございます。計画表の方をご覧くださいと、12月に男性対象講座の事業企画をしようと思っておりますけれども。どの年代をターゲットにしていくのが一番いいのか、お知恵をいただきたいところです。

【委員】このごろ男の講座がよく問題になってきているのが、男性の相談の問題です。女性に特化した相談の窓口がないと女性が相談しにくいということがあって、女性のための相談を中心にやっていたのですが、最近はDVの問題も絡んで、男性でDVを自分がやりそうなのか、そういうようなところからの相談も含めて、そういう男性相談をどう扱うかということをいろんなセンターで話題になっておりますよね。確か、兵庫県の男女共同参画センターでも部分的にそれを扱っていくようになりましたよね。始めはかなりネガティブな対応だったのですけれども。その辺の対応について、川西市というよりも、男女共同参画センターの方で、そういった動きとか、あるいは、お感じになっていることはございませんでしょうか。

【事務局】センターで実施している相談は、女性のための相談ですので、男性のDVといいますと、課の方に電話等が回されてくるのですけれども、男性から「妻から暴力を受けている。」というご相談が年間で数件ございます。そういうことで、今後、相談員を男性にするなど対応策を考えて

いかなければならないところはあるとは思うのですけれども、今のところはそんなに多い状況ではございません。

【委員】 すいません。私の言い方が悪かったと思うのですけれども、私が言っているのは、男性が女性から暴力を受けているからという問題ではなくて、男性がいわゆる男性らしさというものの裏返しとして、自分自身、今よく言われているのが、かなり、その専門職であれ、そういう人が、女性に対して暴力を振るってしまうという自覚ですよ。それを自分の中でどのようにしてコントロールしていったらいいのかというところに、非常に悩んでいる人もありうる。それをそういう相談というものをどのように、どこにしていたらいいのかというところが話題になってきているのですよね。そういったところの受け皿をどのように考えていくのか。あるいは、ここだったら受けますよという仕組みをどのようにつくっていくのかというあたりを、いろんな男女共同参画センターで話題になってきているというあたりを、川西市の場合どのように考えていくのか。今すぐということではないにしても、その辺も一つの検討の時期が来ているのかなと思ったのですけれども。

【事務局】 今、おっしゃっているのは、加害者プログラムとか、いろいろされている部分ですね。

【委員】 そういうものも含めてですけれども。

【事務局】 加害者、いわゆるDVをされた方が、今後DVをしないように、再発防止のためのカウンセリングを受けたりとかしている部分ですね。

【委員】 そうですね、もう少しいえば予防の部分ですね。

【事務局】 自分がしてしまうのを、どのようにしてカウンセリングで抑えていくか、という部分ですね。確かに、これだけDVに関する相談が増加している中で、必要な部分はあると思います。今後、本日のご意見も踏まえて、検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員】 相談事業のことでお伺いしたいのですけれども。(1)の女性のための相談のところで、まず、専門相談員のところで、2名と出ているのですけれども、それは面接と電話対応ということで、もう一つのカウンセリンググループによる相談で(電話)となっているのですが、これは、相談員は具体的には何名で、どのような形式でしょうか。

【オブザーバー】 現在、どちらのパターンもご相談は1対1です。このカウンセリンググループはボランティアグループで、8名ぐらいのメンバーがいらっしゃって、そこから毎回1名の方が当番でお越しになっています。10時から12時の間、相談員として相談を受けられて、これは予約制ではありませんので、そのときかかってきたお電話で対応していただいている状況です。

【委員】 ありがとうございます。そこで、疑問に思ったのですが、時間は最大50分となっていますね。相談の時間は10時から12時ですので、例えば最大で2名が入れたらそれで終わりということになりますよね。そんなに頻繁に相談がないのかも知れませんが、例えばもう一つの資料8の裏面の2番の相談事業を見ますと、21年度の面接相談が激増していますね。236件。

それで、電話の方が、ずっと同じような感じで148件となっていますが、これは、面接がこれだけ増えていて、電話相談がこれだけということは、逆に、電話の相談がまずあって面接なのかなと思うのですが、そうすると面接の方が足りていないのかなと思うのですが、これは、どのように理解したらいいのでしょうか。

【事務局】こちらには、面接と電話というかたちで、分類させていただいておりますが、通常専門相談員は1日3コマ、相談を受けていただくことになっておりまして、火・水・木曜日に1週間に9コマ実施しております。その中で、電話で相談を受けていただいておりますし、相談者が来ていただいて面接相談を受けていただいております。カウンセリンググループとして実施していただいているのは、月曜日と金曜日の週2日間の午前中の2時間です。その中で聞いていただいているかたちでして、しかも最大50分で、こちらの方は予約を取っていただいております。かかってきた時にその場で繋ぐというかたちで行っております。ですので、実際、面接が少ないというわけではないのですね。形式がカウンセリンググループの受け方と、専門相談員の受け方というものが違うものですから。実際1日3コマで週9コマになりますから、年間だいたい50週ぐらいありますので、単純計算でも450コマ、専門相談員のコマ数があることになります。その中で、ここに記載されている相談総件数、面接と電話の件数を足した件数は、384件ということになりますね。そうすると、専門相談員の相談コマ数は満たしていないということになりますので、ですから、今のところとりあえずクリアしているという状況です。ただ、今後、増えてくることも考えられますので、充分であるとはいいがたいとは思いますが。

【委員】はい、わかります。ありがとうございます。

【会長】他にございませんでしょうか。まだ、発言されていない方で、どんなことでも結構です。いかがですか。

【委員】びっくりしております。DVとかがこんなにたくさんあることを知らなかったのです。ここにきて新たなことがいっぱい、さっきおっしゃいましたように、素人ですので、勉強の場とおっしゃいましたけど、本当に勉強の場だなと思います。知らないことだらけで、そんなに女性の方の登用ということがいっぱいありますけれども、自分に置き換えたときに、一つひとつの問題に自分がどう反応するかで、勉強させていただいております。DVとかがこんなにたくさんあるとは知りませんでした。

【会長】他にいかがでしょうか。

【委員】私も同意見です。

【会長】男女共同参画社会の実現ということで、いろんな施策が推進される中で、そういう問題、今まで、水面下にあったものが浮上してきたということですよ。みんなが、問題にしてもいいのだという、自分ひとりの問題ではないから、みんながそういうことを言いだした。今までそういうことだということで、一つの成果だと思えますけれどもね。ある意味で。



【委員】やはり、女性の意識がずいぶんとあがってきたことだろうなということでしょうね。でも、公の場で口に出すということ、時代かもわかりませんが、一様あまり言わなかったことですけれども。でも、どんどん言うようになってきたし、でも、一つは時代の流れというものをすごく感じております。私たちの時代と、時代がずいぶん変わってきたし、速くなってきたし、こんなのかなと受けとめるのをちょっと反発しながらも、そうだと受けとめているのが現状です。

【会長】DVに限らず、セクシュアル・ハラスメントとか、パワー・ハラスメントとかそういうことはもっと身近に件数があるわけですよね。無意識の内に、そういう行為が成されてしまうというそういうことが問題化しているということは、すごく新しい現象ですよね。

【委員】そうですね。

【会長】他にいかがですか。

【委員】先ほどから出ている、審議会女性委員を30%にしないといけない。前回に出たときから既に30%、30%といわれていたのですが。先ほど事務局の方から、とりあえず女性の方をつまんでいったらいいという意見は、私は基本的には反対です。要は率だけを増やせばいいのであれば、30%にしたらいいのではないかなど。でも、根本は、やはり、30%になったところには、女性が自発的に出てきて、やはり、そこに参画できる社会というのを目標にした数字が30%だと私は思うので。だから、数字だけを30%にするというのであれば、事務局から言われたようなかたちで、早速、取り掛かっていただけたら、すぐにでもできるのではないかなと思いますけれども。そこがやはり難しいところで、やはり、市の行政としては大変なところかなと思うのですけれどもね。だから、そこら辺は、どういうふうにしていけばいいのか。数字だけを求めていってもダメなのではないかなど。その根本にあるところを見ていかないといけないのではないかなと思います。

【委員】今、委員がおっしゃったことで、市議会議員の方々がこういう方が良いというのを市民生活部長なりが指名していただいたら、来やすいのではないかなと思うのですけれどもね。

【委員】ご推薦いただいたらですね。

【委員】難しい問題ですね。市議会議員の立場で口を挟んだら、ややこしいルールがあるだろうし。問題は、数字だけの問題ではないと思うのですね。そういう環境があって、女性が自ら参画できるそういう条件づくりが必要であって、数字だけを追いかけても私は意味がないと私は逆に思います。

【委員】それは、おっしゃるとおりです。だから、環境づくりにもっと精を出して欲しいなあと思います。

【委員】前からの何がネックになっているかと申しますと、あて職ですよね。ほとんどが。先ほどもちょっと話が出ましたが、あて職は、条例などで決まったりしていれば、その条例を変えないと難しいということになりますよね。ただ、あて職でも団体推薦に任されているものがあれ

ば、それは長でなくてもかまわないというかたちでお願いするということができるだろうと思うのですけれども。だから基本的には、あて職というところで、まだまだ女性の登用がなされていないところがこういうところにも響いてきているので、そこまでを市がどうするということはできないのですけれども、いろんなこういう事例があるという、事例というものを提示していったら、例えばあて職的なものを、団体委嘱の中で、こういう人が出てきていますというように、そうしないとそれぞれの団体でも一番長に出てもらおうのが無難ですから。そのあたりについては、努力はされていると思うのですが。そういったことを広めていただくという、そういったところから行かないと強制的には行かない問題だろうと思うのですね。それから審議会というのは委員のある程度の専門性というのは求められるけれども、先ほどから動きも出ていますように、ある意味での代表制みたいなもの。市議会議員も代表制という性格を持っておられるのですけれども。審議会委員でも、専門性だけでなく、代表制ということもあるから、公募の市民の方にも出てきていただいている。その辺のところも理解いただくようにしていただくということもいるのかなと思いました。

【会 長】はい、どうぞ。

【委 員】今の代表の方が来ていただくというご意見がございましたけれども、まさに私の妻もあて職で、農業関係の会長をあて職ですけれども、いやいやでも引き受けたらとたんに肩書きが2つも3つも付いてしまって、2日も3日も出かけて行くような状況で。私も、今まで理解がなかったのですけれども、ここへ出させていただいて、少しは理解もできるようになりましたので、できる限り出て行けとっております。このような地域の組織はかなり大きな組織なので、家庭のことも忙しいし、本業の仕事もあるのですけれども、やはり、与えられれば、女性の方は、まめにお連れがいらっしやると積極的にやられますので。

【委 員】本日ご欠席の委員に是非ともご意見をお伺いしたかったですね。

【会 長】確かに、数だけそろえればいいものではないですけれども。でも、役割が人間をつくるというのも、社会学的に言えばそうですよね。やはり、これまでの長い歴史の中で、やはり、女性はそういう男性と対等の市民として、その社会的な場に出ることが、機会が本当になかった。少なかった。そういうことの結果として、今、30%になかなかならないという一番大きな要因だと思うのですよ。ですから、今、委員の方々がおっしゃった代表のかたちでも、あて職のところでも、女の人をできるだけ出してくださいというかたちでやっていけば、私は数をそろえることと、女性に機会を与えて、女性自身が自分を変えていくというチャンスを与えてあげるといって、やはり公平に持って行く中で、これまでの差を引き上げるということだと思えます。

【事務局】まさに、おっしゃるとおりで、絶対数といいますか分母をやはり増やすことが必要だと思います。各委員がいろんな審議会を重複して、1人の人が重複してもってらっしやるというケースが多いので、ですから、今、委員がおっしゃったように、委員の妻が、ある団体の役を1つ持って出て、1つ持ったら、あの会にも代表として出るということで、これ絶対数が少ないからこういうことになるのです。ですから、分母を増やせば環境や機会がまわってくるということだと思えますので、それも一つ。それだけではないのですけれどもね。やはり、一つの手段としてこれから考えていかなければならないと思えます。

【会 長】他に何かご意見はございませんか。一番初めの議題から全部合わせて。これまでは会議が1年に1回なので、ごそと資料が来て何からしゃべっていいの。今年、もう1回、審議会を開いていただけるということで話しが繋がっていくかも知れません。

【委 員】お伺いしてよろしいですか。ワーク・ライフ・バランスのところで、就職したい女性の方が結構増えていると思うのですけれども。待機児童がたくさんいると聞くのですけれども。まず、保育所に入るには就職を決めてからしか保育所に預けることができないですね。だいたいにおいて。就職が決まった後でしか預けられないのですけれども。就職活動をしようと思ったときに、その子を一時保育としてその子をどこかに預けなかったら、就職活動ができない。ちょっと、実際問題としたら、就職活動をするのに、その子どもが邪魔という言い方はおかしいのですけれども、連れては就職活動できないけれども、一応保育所に預けたいなと思ったら、じゃあ就職証明書を持ってきてくださいと言われるし。そこら辺ですごく矛盾を感じていたのですけれども。私自身がです。ですから、だれか預かってもらう人がいたら、就職活動もできるのですけれども、預かってくれる人がいなかったら就職活動はできないし、土・日・祝日は、保育所は預かりませんといわれたら、今みたいにサービス業というところでしたら、土・日・祝日の方が出勤するというかたちもありますし。そうなったときに、保育所はいいなと思いつつだれか補佐がなかったら、できないなと感じるので。だから、2種類あったらいいなって。月曜日から金曜日まで預かっている保育所。祝日とか土・日曜日とかそういうところって仕事もきっちり月曜日から金曜日までの仕事ってありませんのでね。そういうときどうなっているのかなって思って。ちょっとお聞きしたかったものですから。

【事務局】仕事に就かれていない状況で、保育園に入れれないというのは、最近のことですか。

【委 員】最近もそうですけれども、例えばリストラに遭いますでしょ。そしたら民間保育所に預けていると「就職証明書を持ってきてください」と言われたときには、その子を引きたらなければいけないと聞いたものですから。だから、就職というかたちがあつたら保育所で預かってくれるけれども、そういう証明がなかったら、保育所は、民間は別として入れないのが不思議に思ったものですから。

【事務局】ただ、待機児童の問題もありますし、枠の問題もあります。ただ、以前から就職活動をする場合、ある程度枠がある場合は、そのような申し出によって預けることができたと思います。家庭のご事情もあるのですけれども。私は直接担当ではございませんので、詳しいことは保育課に確認をしないと確実ではないのですが。ただ、なかなか今、川西市におきましては待機児童が多いという状況で保育所を増設するという方向性も出ておりますので、そういう部分で、優先順位というものがありますので、やはり、どうしても枠が少なければ、実際、働いている方からいうことになってくることになっていきますので。あと土・日曜日、祝日の保育とか、実際働いているときに子どもさんが病気になった場合ですね。そのとき子どもさんをどこで見てもらうかということがすごい大きな課題ですので、今後そういう部分につきましては、多くの保護者の方々の方が不安に思っ場所ですので、保育課と調整させていただいて、審議会においてこのようなご意見があったということで検討していただくよう働きかけをさせていただきます。

【委員】 どうもありがとうございます。

【会長】 他に言い残されていることはございますか。

【委員】 男女共同参画センター長にお願いしたいことですが、最近は DV にいたらない、大きくわけたら DV に入れられているのですけれども、かつてまでは入れられていた、ことばによる暴力ですよね。最近はそれをモラル・ハラスメントというらしいのです。その社会で起こっているのはパワー・ハラスメントで、家庭内で夫から妻に、妻から夫にもあるのかも知れませんが。多くは夫から妻ですよね。モラル・ハラスメントというらしいのですけれども。ものすごいことばで攻撃する。その「悔しかったら働いてみる」とか、その「お前はラクして」などとひどいことをいっぱい言う。そういうことで、実は私の友人も夫からのモラル・ハラスメントで、離婚になりかけているのですけれども。知り合いのカウンセラーに相談しますと、このモラル・ハラスメントが今、深刻になっていて、かなり本とかも出ております。結構貸出数とかも多くなっているようで、Q&A 型のその本を増やすとか。あとモラル・ハラスメントとかいうこと自体に気がついていない女性もいらっしゃる。そういうものの講座とか、モラル・ハラスメントとかはこういうものです。それで、講座にきませんかという呼びかけで講座を実施してくださると結構、勉強にもなるし、あと私だけではないのだというところで、勇気づけられる女性たちもいるので、是非お願いします。

【会長】 先ほど、男女共同参画センター長のご説明の中で、夫婦関係が一番とおっしゃったのはなかったですかね。確か。夫婦関係の問題。そういう関係の問題も表面化してきているということですね。夫婦関係は一番初めにおっしゃったかと。

【オブザーバー】 平成 21 年度の報告にあったかと思えます。

【会長】 そういう問題も増えているのであろうなあと。DV とかモラル・ハラスメントとか。そのようなどこまでみんなが、気が付くようになったというか。これは一つのいじめであり、虐待であると認識が出てきたというところでしょうか。

【オブザーバー】 受けとめて、企画を深めていきたいと思うのですけれども。男女共同参画センター企画の 11 月のところで、母娘関係に主軸をおいた連続講座というのを今考えつつありまして、こうゆうご提案があったのが、専門相談員が、実際の相談にあたっていて、かなり DV とかが多い。この深いところに母娘ということがあるのではないかと相談員が言っていて、そういうところに主軸をおきながら月 1 回程度、最後の方は CR も入れて、うまくいけばそういう方々で、自助的なグループをつくってそういう立ち上げのサポートみたいなことをできればいいのかと企画しているところで、今いただいたご意見をもう一度持ち帰って確認していきたいと思えます。

【委員】 今、委員のおっしゃったのは、夫婦関係の問題ですよね。母娘関係の今、女性同士の家庭内でのまた問題がいろいろあるじゃないですか。母と娘の関係の。そう意味ではなく、敵対関係の母娘ではなく、逃げている被害者としての母娘を主軸にしているので、誤解を招く恐れがあると思えます。

【委員】この場合の母娘は、お母さんの娘に対する期待がものすごく強すぎて、娘が自分のアイデンティティを損失しているとか、お母さんの力に押されてしまっていて、そこで悩んでいる娘をどうするかというそっちだと思うのです。教育、就職、結婚とかすべてですね。

【委員】モラル・ハラスメントと全然違いますね。

【オブザーバー】わかりました。これをまた、新しい企画として考えます。

【委員】委員、貴重なご意見をいただきました。この中には全くなかったことですので。

【会長】今、母親が娘の大学のレポートなんかを代わって書くみたいですよ。それだけ、過剰な教育を受けた世代が母親の世代になっておりますので。

【委員】母は息子のレポートも書くのですよ。

【会長】そうですよ。それぐらい教育ママはそこまでいっていますよね。そういう問題もあります。

【委員】あと、自分が叶えられなかった夢を娘に託して、それを娘が叶えないことにものすごいストレスを感じて、わっと言うとか。娘もなんか期待に応えようとすることで、ものすごくしんどくなってしまいます。そのようなことがあるらしいのですね。アメリカでも一時問題にもなりましたし、多分そのことだと思います。

【会長】男女共同参画とはちょっとまた別個の問題ですね。いいですか。お話が弾んだところで、いろいろと勉強をさせていただきましたけれども、今日はこの辺で終わりたいと思います。他に何か議題ございますか。別にないようでしたら、事務局の方にバトンタッチさせていただきます。